

# 明治学院大学学友会運営委員会企画広報グループ内規

2024年11月8日 常務理事会承認

2025年3月22日 幹事会承認

## 第1章 総則

(内規の目的)

第1条 本内規は、明治学院大学学友会（以下「学友会」という。）規程第18条に定める運営委員会に設置する企画広報グループ（以下「本グループ」という。）の運営等に関する事項を定めるものである。

## 第2章 企画広報グループ

(活動目的)

第2条 本グループの活動は、支部支援グループおよび学生支援グループと十分な情報交換や連携をとり、学友会員の親睦・交流と母校への支援のためにその手段として、企画活動と広報活動を行い、明治学院大学（以下「大学」という。）および学友会の発展に寄与することを目的とする。

(組織・運営等)

第3条 本グループは、活動および職務を遂行するため、次のとおり組織し、運営する。

- (1) 本グループは、グループ長、副グループ長、およびグループメンバーをもって構成する。グループ長がグループを総理し、副グループ長はグループ長を補佐する。
- (2) グループ長および副グループ長の選任は、明治学院大学学友会運営委員会細則に定める。グループメンバーはグループ長が選任する。
- (3) グループ長、副グループ長、但し、1期2年、2期を限度とする。
- (4) グループメンバーの任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- (5) 期の途中に選任されたグループメンバーの任期は、その期の残存期間とする。
- (6) 企画広報グループ会議は、原則として月1回開催し、報告書を作成して、運営委員会に報告する。但し、必要に応じて臨時に支部支援グループ会議を開催することができ、報告書を作成して運営委員会に報告する。
- (7) 企画広報グループ会議は、必要に応じてグループメンバー以外の者の陪席を求め、その意見または説明を求めることができる。当該陪席者の定足数への参入および議決権の行使は認めない。
- (8) 企画広報グループの決議は、出席者の過半数をもって行う。

(事業)

第4条 本グループは、目的を達成するために、支部支援グループおよび学生支援グループと連携をとり次の事業を行う。

- (1) 学友会員の親睦に関する事業
- (2) 学友会会員への広報活動
- (3) 大学に協力し、その発展に資する事業
- (4) その他、本グループの目的を達成するために必要と判断される、学友会員への広報および行事などの企画運営事業

(プロジェクト・実行委員会)

第5条 グループ長は、次のいずれかの場合は、必要に応じてプロジェクトまたは実行委員会を設けることができる。

- (1) 学友会員対象のホームカミングまたは交流会を開催する場合
- (2) 創立記念礼拝における行事を実施する場合
- (3) 学友会運営委員会各グループの活動情報を発信するため、ホームページ、SNS、広報誌等を作成する場合
- (4) その他、実行委員会から提案があった場合

## 第3章 雑則

(報酬)

第6条 本内規に定める全ての役職者は、無報酬とする。交通費等については別に定める。

(本内規の運用上の疑義)

第7条 本内規の運用について疑義が生じた場合は、運営委員会の決議においてこれを決定する。  
(改廃)

第8条 この内規の改廃は、常任幹事会の議を経て、幹事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2025年3月11日から施行する。
- 2 この内規は、2025年3月22日から施行する。(第3条第7号の追加および号番号の繰り下げ)